

江南区生活交通改善プランの計画期間延長について

次期江南区生活交通改善プランの策定にあたっては、上位計画である「にいがた都市交通戦略プラン実施計画」及び「新潟市地域公共交通計画」に基づく必要がある。

それら上位計画は令和 4 年度で計画終期となっているが、改定にあたり、新型コロナウイルスによる公共交通利用者の大幅な減少を踏まえ、その影響を考慮する調査を実施するため、改定作業に通常以上の期間を要することになった。

次期江南区生活交通改善プランを検討する時間を十分に確保し、上位計画に即した効果的な計画とするため、現行の改善プランの期間を令和 5 年度まで延長する。

- ①現行の改善プランの計画期間を令和 5 年度まで延長し、令和 5 年度に次期改善プランを策定する
- ②令和 5 年度に実施する事業内容は、令和 6 年度からの後期計画を見据え、令和 4 年度の事業をベースに決定するものとする

年度	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)	令和 7 年 (2025)	令和 8 年 (2026)	令和 9 年 (2027)	令和 10 年 (2028)
にいがた都市交通戦略プラン実施計画	前期計画				後期計画					
新潟市地域公共交通計画(地域公共交通網形成計画)	現行計画				次期計画					
江南区生活交通改善プラン		現行プラン			延長	次期プラン				